

四谷法人会・四谷間税会共催 会社役員のための 確定申告研修会

日時 令和5年2月3日（金）午後2時～4時
会場 新宿歴史博物館 2階講堂
内容 (1) 所得税
講師：四谷税務署個人課税第1部門 藤岡上席
(2) 譲渡所得・贈与税
講師：四谷税務署資産課税第1部門 神川上席
参加者 17名



第一部は、所得税について、四谷税務署個人課税第1部門藤岡上席から、全国法人会総連合発行の「令和4年分 会社役員のための確定申告実務のポイント」を使用して、会社役員の方が確定申告をする場合、どのような点に気をつけなければならないのか、所得税の基本的な仕組みだけでなく、役員の方にかかわりの深い不動産の貸付け、会社と役員間の取引などにポイントを絞って説明いただきました。

第二部は、譲渡所得・贈与税について、四谷税務署資産課税第1部門 神川上席から、役員の方にかかわりの深い不動産の譲渡、株式等の譲渡並びに贈与税の申告に当たっての注意点を事例を示して説明がありました。

公益事業委員会 救命講習（救命入門コース、 ステップアップ講習）を開催

「救命入門コース」
日時 令和4年11月22日（火）
会場 四谷消防署
内容 胸骨圧迫やAEDを中心に学ぶコース
参加者 18名
「ステップアップ講習」
日時 令和5年2月22日（水）
会場 四谷消防署
内容 心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを学ぶコース
参加者 11名



四谷法人会公益事業委員会では、救命講習の「救命入門コース」と救命入門コースを受講された方を対象に「ステップアップ講習」をそれぞれ開催いたしました。

「救命入門コース」を受講された方には、四谷消防署より受講証が交付されました。また、「ステップアップ講習」を受講された方には、四谷消防署より救命技能認定証が交付されました。

日時 令和4年11月17日（木）
会場 エスカイヤクラブ新宿文化ビル店

第21、22支部合同税務研修会

ビルマンシヨン経営者部会実務研修会
知らなきや危ない！
改正民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）のあらまし

日時 令和5年2月8日（水）
会場 新宿歴史博物館 2階講堂
講師 深沢綜合法律事務所
代表 柴田龍太郎弁護士
参加者 24名

寒さ厳しい2月8日（水）、新宿歴史博物館において、ビルマンシヨン経営者部会主催の実務研修会が開催されました。この日は講師に弁護士柴田龍太郎先生をお招きして、『知らなきや危ない！改正民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）のあらまし』というテーマで約1時間半、部会会員の皆さんや、四谷法人会の会員企業の皆さんと一緒に勉強しました。



我が国では平成29年度の調査で、なんと国土の約22%もの広大な土地が、いわゆる『所有者不明土地』になっているそうです。このままでは2040年までには更に倍の面積が所有者不明土地になるという予測もあり、これら管理者不在の土地を巡る問題が年々深刻化する中、今回の民法、関連法の改正に至ったそうです。改正の内容は幅広く多岐にわたり、先生から頂いたレジュメはなんと146ページにも及ぶもので、1時間半の研修時間でその全てを学ぶことはとても出来ませんが、柴田先生は重要なポイントを分かりやすく解説して下さいました。柴



テーマ 消費税インボイス制度
講師 四谷税務署法人課税第1部門 一瀬上席
参加人数 15名
令和4年11月17日（木）17時30分から、15名の参加者を得て、エスカイヤクラブ新宿文化ビル店において、第21、22支部合同の税務研修会を開催しました。テーマは、令和5年10月1日から実施される消費税インボイス制度について、四谷税務署一瀬審理上席より、「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のために」（国税庁）に基づいて説明がありました。

第36回法人会全国青年の集い（沖縄大会）

日時 令和4年11月24日・25日
会場 沖縄アリーナ
参加者 2200名



11月24日（木）～25日（金）、第36回全国青年の集い沖縄大会が、沖縄市にて開催されました。全国から2200名の青年部会員が一堂に会しました。コロナ禍の影響で、中止やオンライン開催が続いていましたが、3年ぶりの通常開催となりました。初日は「租税教育プレゼンテーション」と「健康経営大賞」の発表があり、当会の今後の活動に活かすため、大変良い勉強

四谷税務署広報大使 「クリアソン新宿 石井圭太選手」に委嘱

日時 令和5年2月10日（金）午後2時～3時
会場 新宿区四谷保健センター5階多目的室
主催 四谷税務署、新宿税務署
後援 四谷法人会、新宿法人会
協力 クリアソン新宿、新宿区役所



四谷税務署、新宿税務署は、マインバードの利便性や確定申告の周知広報を目的として、令和5年2月10日（金）午後2時から新宿区四谷保健センターでイベントを行い、クリアソン新宿の石井圭太選手（四谷税務署）と瀬川和樹選手（新宿税務署）に広報大使を委嘱しました。委嘱状を交付後、両選手はスマホでの確定申告を体験し、PRしました。四谷法人会と新宿法人会は、本イベントを後援していま

		日 付	活 動	場 所	参加人数
本 部 活 動		12月6日	正副会長会年末打ち合せ会	浅草・徳吉	9名
		1月5日	四谷税務署への新年挨拶	四谷税務署	7名
		1月26日	新年賀詞交歓会	アルカディア市ヶ谷	中止
		2月2日	理事会	東京貨物運送健保会館	37名
		2月2日	正副会長会	東京貨物運送健保会館	6名
		2月10日	四谷税務署スマホ確定申告広報イベント	四谷保健センター	3名
部 会 活 動	女 性 部 会	11月21日	絵はがきコンクール表彰式	四谷小学校	4名
		11月22日	絵はがきコンクール表彰式	市谷小学校	6名
		11月25日	絵はがきコンクール表彰式	富久小学校	4名
		11月28日	絵はがきコンクール表彰式	東戸山小学校	4名
		12月5日	役員会・年末懇親会	志満金	14名／16名
		1月24日	役員会	法人会 / オンライン	10名
	ビルマンション 経 営 者 部 会 (BM 部会)	12月5日	研修会・年末懇親会	銀座アスター新宿賓館	15名／17名
		2月8日	実務研修会	新宿歴史博物館	24名
		2月21日	役員会	法人会	17名
		11月24・25日	第36回全国青年の集い沖縄大会	沖縄アリーナ・コザ運動公園	3名
	青 年 部 会	12月9日	年末懇親会	東京割烹てるなり	32名
		1月29日	第20回新宿シティハーフマラソン出走・応援	国立競技場	23名出走応援6名
		2月13日	全体会議	法人会	23名
	源 泉 部 会	12月13日	研修会	新宿歴史博物館	17名
		1月19日	研修会	新宿歴史博物館	12名
		2月10日	研修会	新宿歴史博物館	12名
	クリーニング部会	11月29日	総会・税務研修会	法人会	7名
委 員 会		2月15日	広報委員会	法人会	11名
		2月22日	総務委員会	法人会	8名
支 部 活 動		11月17日	第21・22支部合同税務研修会	エスカイヤクラブ新宿文化ビル店	15名
		12月2日	第20支部役員会	炉庵	9名
		1月27日	第7支部役員会	志満金	5名
		2月3日	第16支部役員会	ラバン	5名
		2月13日	第21支部役員会	吉兆伊勢丹新宿店	9名
		2月21日	第13・15支部役員会	イル・ド・パシオン	9名
研修会・講演会		11月22日	救命講習 救命入門コース	四谷消防署	18名
		1月17日	インボイス制度研修会（主催：四谷税務署、共催：四谷法人会）	法人会	13名／18名
		1月25日	インボイス制度研修会（主催：四谷税務署、共催：四谷法人会）	法人会	8名／18名
		2月2日	インボイス制度研修会（主催：四谷税務署、共催：四谷法人会）	法人会	10名／6名
		2月3日	会社役員のための確定申告研修会	新宿歴史博物館	17名
		2月6日	特別講演会（主催：公益事業委員会）	グランドヒル市ヶ谷	31名
		2月8日	インボイス制度研修会（主催：四谷税務署、共催：四谷法人会）	法人会	12名／9名
		2月22日	救命講習ステップアップコース	四谷消防署	11名

〈決算法人説明会〉

日付	参加人数
12月20日午前	25名
12月20日午後	21名
1月17日	中止
2月21日	23名

会場：新宿歴史博物館

〈無料記帳指導〉

日付	参加人数
12月14日	1名
2月8日	1名

会場：法人会

〈新設法人説明会〉

日付	会場	参加人数
12月15日	四谷税務署	3名
2月16日	法人会	3名

〈法人税実務基礎講座〉

日付	参加人数
11月24日	38名
12月2日	36名
12月9日	39名

全5回 会場：新宿歴史博物館

〈法人税申告書の書き方講座〉

日付	参加人数
2月22日	16名
2月28日	15名

全9回 会場：新宿歴史博物館

〈中級簿記講座〉

日付	参加人数	日付	参加人数
11月24日	8名	1月10日	7名
11月29日	8名	1月12日	6名
12月1日	8名	1月18日	7名
12月6日	9名	1月24日	6名
12月8日	8名	2月1日	5名
12月13日	9名	2月7日	6名
12月15日	7名	2月9日	6名
12月21日	10名	2月14日	7名

全16回 会場：法人会

サークル活動
〈フラダンス〉

日付	参加人数
12月9日	4名
1月13日	8名
2月24日	5名

会場：四谷保健センター



新入会員名簿 2022年12月～2023年2月

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
4	鳳文堂印刷(株)	定村美津江	印刷・製本業
13	ビズスプリング(株)	金 成 昱	情報通信
14	QC ジャパン(株)	泉谷 博司	コンサルタント業
17	(株)SAMON	奥脇 嘉人	小売業 (コンビニエンスストア)

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
18	(株)ベリテックインターナショナル	リムザンフィリップ	IT 業
20	石丸商事(株)	石川 和孝	不動産賃貸業
賛 助 会 員			
(株)稲門管理		望田 正吾	不動産業

インターバル速歩

『さっさか歩き』 『ゆっくり歩き』

～これがウワサの インターバル速歩～

寒さが緩み、暖かな春を感じる季節がやってまいりました。
春に桜の花が咲き誇ることで有名な外濠公園で、歩きながら春を感じませんか。

インターバル速歩とは



「さっさか歩き」と「ゆっくり歩き」を数分間ずつ交互に繰り返すウォーキング法。
信州大学大学院特任教授である能勢博先生によって、科学的根拠に基づき提唱されており、各個人の筋力や体力に合った適度な強さで運動することができる。



その驚きの効果は…

- 体力の向上
- 生活習慣病の改善
- 気分障害（うつなど）の改善
- 睡眠の質の改善
- 認知機能の改善
- 関節痛の改善
- 骨粗しょう症の改善

インターバル速歩のやり方

参照元：『健康寿命ネット インターバル速歩の効果』

- ①視線は約25m先を見て、背筋を伸ばした姿勢を保つ。
- ②足はできるだけ大股を意識して踏み出し、踵から着地する。
初めは1.2.3と数えて、3歩目を大きく踏み出すようにする。
肘は90度に曲げて、腕を前後に大きく振る。
- ③速歩のスピードは「ややきつい」と感じる程度で行う。
- ④3分間の「さっさか歩き（速歩）」と3分間の「ゆっくり歩き」を1セットとし
1日5セット以上、週4日以上を目標にする。

朝・昼・タとこまめに分けてもOK！

平日に時間がとれない場合は、土曜日30分、日曜日30分と分けて
行ってもよいとされています。



一般財団法人 全日本労働福祉協会



毎年2月と8月 東京貨物運送健保会館（新宿区四谷1-23）を会場に、四谷法人会主催の
生活習慣病健康診断を実施しております。皆様の受診をお待ちしております。
あわせて、健康診断事後措置の保健指導・健康セミナー・健康相談等もご用命ください。

TEL03-5767-1714 FAX03-5767-1710 URL : <http://zrf.or.jp>

Q 株主総会の開催通知を株主名簿に記載された住所宛に株主に送付しても宛先不明ということで届かないのですが、そもそも株式会社は通知をしなければならないことになっているのですか。

通知をしなければならないことになっています。

A ☆ 会社法第299条は、「株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日2週間（前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。」と規定しています。

Q 個人株主甲さんは、配当金は振込送金できているものの、5年以上に亘って通知だけは宛先不明というので届かないのですが、どのように対処したらよいのでしょうか。

A 通知が5年以上継続して到達しないということなので、会社はその株主に対する通知を省略するという対応をすることができます。

☆ 会社が株主に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載されている株主の住所にあてて発すれば足り（会社法第126条第1項）、その通知又は催告は通常到達すべきであったときに株主に到達したものとみなされる（会社法第126条第2項）だけでなく、さらに会社が株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、会社は当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない（同法第196条第1項）ということになっているからです。

Q 第2問の場合、個人株主さんの送付ができる住所を改めて調べて通知するとは、どのような方法があるのでしょうか。

A 可能性としては、個人株主さんの住民票や戸籍謄本等を地方公共団体の機関から取り寄せて当該株主

さんの住所を把握した上で、株主名簿に住所変更の手続きを経由して貰い、改めて当該住所宛に送付するという方法を取ることを考えられます。

☆ 本人以外の第三者は、住民基本台帳法第12条の3第1項及び戸籍法第10条の2第1項に基づき次の場合に住民票や戸籍謄本等の交付請求ができることになっています。

- ① 自己の義務を実施するために住民票・戸籍謄本等の記載事項を確認する必要がある場合
- ② 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ③ その他、住民票・戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

交付請求するには、次のような事項を明らかにしなければならず、また、必要書類を提出しなければならないとされています。

- ① 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- ② 申出者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- ③ 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
- ④ 住民票・戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

詳しくは、所管地方公共団体において取扱いが異なっている実情なので、地方公共団体の担当窓口で確認し、交付請求をする必要があります。

Q 第2問と同様に配当金は振込送金できているのに5年以上に亘って通知だけが宛先不明ということに届かないの状態にある法人株主乙社の場合は、どのように対処したらよいのでしょうか。

A 第2問における対応で済ませるのも一方法ですが、法人登記簿謄本を取り寄せて本店所在地を把握し、株主名簿に住所変更の手続きを経由して貰い、改めて当該住所宛に送付するという方法を取るようになります。

☆ 法人登記簿謄本は、誰でも取り寄せることができますので、当初に株主名簿に記載する際に提出してもらっ

た法人登記簿謄本を手掛かりに所轄の法務局に交付申請して取り寄せることになります。

Q 個人株主丙さんは、5年以上に亘って通知だけが宛先不明で届かないだけでなく、配当金も振込送金できていないのですが、どのようにすることができのでしょうか。

A 所在不明株主の株式売却制度を利用することにより、会社は裁判所の許可を得て所在不明株主の株式を鑑定価格等で強制的に買い取ることが可能です。

☆ 会社が会社法第196条第1項に基づき、所在不明の株主に対する通知又は催告を省略できる場合であっても、会社は任意にその株主を株主名簿から抹消することはできません。また、会社は、その株主に対する剰余金の配当等の義務も免れませんので、会社には、所在不明の株主を管理するための費用と手間が生じ続けます。

所在不明株主の問題を解決するためには、所在不明株主の株式を買い取ってしまうことが必要です。

ただ、株主と連絡もつかないのでから、通常の方法で買い取ることはできません。

その方法として会社法に定められている所在不明株主の株式売却制度の利用をすることが考えられるのです。

会社法第197条、第198条は、「①会社が株主に對してする通知が5年以上継続して到達しないこと②その株式の株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったこと」の2つの要件を充たすものについて、株主の承諾を得ることなく、競売又は一定の方法による売却を行うことを認めています。

会社が所在不明株主の株式の競売・売却を行うに当たっては、所定事項の公告と当該株式の株主及びその登録株式質権者に対して各別の催告を行うことが必要ですが、株主その他の利害関係人が異議を述べないままに3か月以上の異議申述期間が経過した場合に、裁判所の売却許可を経て、当該株式を競売・売却することができま（同法第198条第1項）ので、会社は所在不明株主の株式を買い取ることができることになります。

関東法律事務所 弁護士 中山 徹

ころばぬ先の杖。何か気になったときは決定する「前」に、印鑑を押す「前」に、気楽にご相談下さい。

会員への無料法律相談（30分間）

お電話でご予約いただきご来所下さい。秘密は何人にも厳守します。

TEL 03-3341-4155 URL <http://www.bengoshi-kanto.com> 新宿区四谷 3-8-9 三井ビル 6F



発明を考えた場合、「企業に商品化してもらう」か、「自分で費用を捻出して商品化して販売する」か、の2パターンが考えられます。どちらもメリットデメリットがありますが、前者のほうが、費用の面や、販売の面でリスクが少なく、個人発明家にはお勧めです。

しかし、企業に提案して採用される可能性は「1000に3つ」と言われるほど。そのため、企業に提案しても、なかなか商品化採用に至らないケースがほとんどです。しかし、「絶対いい商品だから！」との思いで、自分で製造する発明家さんも最近は増えてきています。

今回ご紹介するのは、ペットボトルのキャップの蓋を開けるオープナー「開けるくん」をご紹介します。

発明したのは御年89歳になる佐藤美恵子さん。年齢と共に握力が弱くなり、ペットボトルの開栓が難しくなってきたことが発明のきっかけとなりました。

構造はシンプルです。ゴム製の長さ4cmほどの円筒状で、片側に紐が通されています。

これを蓋に被せるだけで簡単に蓋が開けられます。また、そのまま蓋に被せておけば、人と集まった時の飲み物の目印となり重宝されます。

開ける対象は、ペットボトルの蓋だけにとどまりません。調味料や薬の瓶、サインペンのキャップなどにも使えます。

いろいろな試作を作っては試し、形を考えこの形状にたどり着くま

で4年を要しました。

「これは絶対に売れる！」と思い、輪ゴム製造会社から少量仕入れようとしたのですが、切り売りはしていないとのこと、思い切って30mの原反を買い寄せ、手作りして販売することにしました。

最初は、発明学会ネットショップや、各地の販売イベントに参加し、コッソリ手売りしていましたが、

ある日イベントで、卸売業者さんと出会いました。これがこの商品のターニングポイントとなりました。卸売業者さんとの商談はトントン拍子に進み、東北6県の「生協」との取引が決定。

最初の注文は1,000個。翌月は1,200個の注文が飛び込んできました。もうこうなると一人では対応できず、旦那さんの手を借りて夫婦一丸となって商品づくりに専念することになりました。その後、商品の反響がよかったらしく、こんどは関西の生協でも注文が入ってくるほどに。

多い時は1カ月に4,500個以上の注文が入り、寝る間も惜しんで作り続けました。

そんな佐藤さんに話を聞くと「ゴムを原反で購入すると、一つが50kgもあって、3色展開してるから150kgにもなって家中ゴムだらけになるのよ。けど、たくさんの方がこの商品で喜んでくれるのはうれしいわね。まだまだ新しい商品を作って行きたいわ」と、次のヒット商品を生み出そうとしています。一躍ヒット商品となった「開けるくん」を片手に「死んでる暇もないわ」と笑顔で話してくれたのが印象的でした。

購入者からは「便利だったからリピートで買いました」、「友達にプレゼントしたら喜ばれた」、「シンプルで使いやすい」など喜びの評価を多数いただいております。皆さんも、ぜひお試しください。



一般社団法人発明学会

発明・アイデアに関するご相談、ご質問がある方は、(一社)発明学会迄お問い合わせください。

毎週火、木、土曜日午後、無料相談を行っています。

問合せ先 (一社)発明学会 YH係 〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1

TEL 03-5366-8811(代) <http://www.hatsumei.or.jp>



四谷四丁目交差点、大木戸付近から新宿方向
昭和39年10月（新宿歴史博物館蔵）



新宿区文化会館 昭和50年3月（新宿歴史博物館蔵）



太宗寺境内 昭和30年代（新宿歴史博物館蔵）

外苑西通りと新宿通りが交わる四谷四丁目交差点は「四谷大木戸跡」とする東京都指定旧跡になっています。

甲州街道を通過して江戸市中に出入りする人や荷物を取り締まる関所として「大木戸」が設けられたのが1616（元和元）年。1653（承応2）年には多摩川の羽村取水堰から掘り進んできた玉川上水が到達して「四谷水番所」が設けられました。甲州街道最初の宿場内藤新宿が1699（元禄12）年に開設されます。宿場は四谷大木戸から新宿追分（現・新宿三丁目）まで1キロメートルも続いていました。

四谷四丁目交差点は、新宿通りを都電11番系統（新宿駅前―月島通八丁目）が通っていて半蔵門・銀座を経由して隅田川を越して月島通八丁目までの区間を1968（昭和43）年に廃止されるまで結んでいました。

交差点の新宿寄りには東京ガス四谷営業所、東京都水道局大木戸出張所、新宿文化会館がありました。この一角が区画整理されて「新宿御苑トンネル」が1991（平成3）年に開通しました。取り壊された施設は地

上12階建ての四谷区民センターとなっています。

トンネル部分は全長840メートル、幅22.5メートルで新宿御苑の地下を通り新宿四丁目で明治通りを横断して甲州街道に直結しています。トンネルの開通により、四谷四丁目―新宿三丁目―新宿四丁目間は甲州街道の指定が外されました。

新宿シティハーフマラソンのコースに新宿御苑トンネルが組み込まれていて、第21回大会は2024（令和6）年1月28日（日）に開催予定です。

内藤新宿が開かれる際に信濃国高遠藩内藤家の中屋敷や旗本の屋敷などが当てられました。

この内藤家の五代目当主内藤正勝の葬儀を執り行ったことから縁ができた寺院が新宿二丁目にある霞関山本覚院太宗寺です。境内には江戸六地藏をはじめ多くの文化財があり、内藤家の菩提寺として一族の墓地となっています。

なお、今回は椎名不動産椎名社長のご協力によりエクシィナ四谷7階から新宿御苑トンネルの俯瞰写真を撮影させていただきました。



新宿御苑トンネル 新宿シティハーフマラソン 平成31年1月



新宿御苑トンネル



四谷四丁目大木戸付近から新宿方向



新宿区四谷区民センター（中央の白いビル）



太宗寺

JFL クリアソン新宿

瀬川和樹選手・石井圭太選手

e-Tax マイナンバー 広報大使に

令和5年2月10日、山本香門四谷税務署長、成相明子新宿税務署長は、新宿を拠点とするサッカークラブ「クリアソン新宿(株式会社CRIACAO)」の瀬川和樹選手(DF)、石井圭太選手(MF)を広報大使に任命し、e-Tax とマイナンバーの利便性の広報について委嘱をしました。

瀬川・石井両広報大使は、委嘱状の交付式後、実際にスマホでの確定申告を体験しました。インタビューに「スマホ申告は思っていた以上に簡単で便利ですね」との感想でした。



瀬川大使

石井大使



(前列左から)成相新宿税務署長、瀬川大使、石井大使、山本四谷税務署長
(後列左から)本並新宿税務署副署長、古澤新宿法人会副会長、
山田四谷法人会副会長、丸屋四谷税務署副署長



スマホでの確定申告を体験中の
瀬川大使(左)、石井大使(右)